

# 英国及びEU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録手続

(令和2年4月)

## 製造業者(申請者)

## 農林水産省への申請時の提出書類

- |  |
|--|
| (i) 申請書(別記様式1)                                 |
| (ii) 基準遵守に係る保証事項<br>(別紙1-1(ペットフード)、1-2(養魚用飼料)) |
| (iii) 輸出対象の製品一覧(別紙2)                           |
| (iv) 事業場で取扱う動物由来原料一覧<br>(別紙3)                  |
| (v) 認定基準に関する管理規程等一覧<br>(別紙4)                   |
| (vi) 認定基準に関する記録簿一覧<br>(別紙5)                    |
| (vii) 事業場施設の配置平面図                              |
| (viii) 輸出対象製品の製造工程概要図                          |

① 申請

収入印紙で  
手数料(20,900円)納付

⑤ 登録通知

## 農林水産省

④ TRACES登録<sup>注</sup>[有効期限3年]

② 調査依頼

③ 結果通知

(独)農林水産消費安全技術センター  
(FAMIC)

注:登録基準を満たさないことが確認された場合は、登録を取り消します。